

住宅のリフォーム工事費 を補助します

この制度は、個人消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図り地元企業の雇用維持や、「新しい生活様式」等を取り込みやすくし居住環境の向上を目的として、住宅をリフォームする方に対して工事費の一部を補助する事業です。

※請負契約締結後の工事は補助対象外となりますので、ご注意ください！

補助内容

50万円以上 (税抜)の工事をする場合

工事費の20%、最大20万円を補助
(千円未満切捨て)

対象者

- 市内に住民票がある方
 - 市税の滞納がないこと
- ※法人等は対象外となります

対象住宅

- 申請者が住んでいる住宅 (同一住宅につき、1回限りとする。)
- 建築基準法及び関係規定に明らかな違反がないこと

対象工事

- 市内の事業者による50万円以上(税抜)のリフォーム工事
- 対象住宅又はその敷地に係るリフォーム工事

【対象外となる費用】

設計費、家電製品及び家具等の購入費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分に係る工事費、DIYに使用する材料費

必要書類

裏面参照

受付期間

令和2年6月29日から令和3年2月26日まで

※予算額に達し次第、受付を終了いたします。

完了報告

令和3年3月31日まで

※その他の要件、申請方法等の詳細につきましては、建築住宅課でご確認ください

【問合せ先】 石狩市建設水道部建築住宅課住宅政策担当 Tel : 0133-72-3141